

1 2 月 7 日 (第 1 号)

平成27年第5回豊能町議会定例会会議録目次

平成27年12月7日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4

（報告）

第6号報告 専決処分の報告の件	4
-----------------	---

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第8号承認 専決処分事項の承認を求める件	5
第9号承認 専決処分事項の承認を求める件	6
第10号承認 専決処分事項の承認を求める件	6
第58号議案 工事請負契約の一部変更について	14
第59号議案 動産の取得について	26
第60号議案 動産の取得について	28

（議案提案説明）

第49号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件	8
第50号議案 豊能町税条例改正の件	9
第51号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件	10
第52号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件	10
第53号議案 指定管理者の指定について	10

第 5 4 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について……………	1 1
第 5 5 号議案	平成 2 7 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 1
第 5 6 号議案	平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 3
第 5 7 号議案	平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 4
散 会 の 宣 告	……………	3 0

平成27年第5回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成27年12月7日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	副 町 長 中井 勝次
教 育 長 石塚 謙二	総 務 部 長 内田 敬
生活福祉部長 木田 正裕	建設環境部長 南 正好
上下水道部長 高 秀雄	教 育 次 長 板倉 忠
消 防 長 高田 龍二	会 計 管 理 者 今中 泰行

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 東浦 進	書 記 杉田 庄司
書 記 増田 稔	

議事日程

平成27年12月7日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 第 6 号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定） |
| 日程第 4 | 第 8 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件） |
| 日程第 5 | 第 9 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（職員の退職手当に関する条例改正の件） |
| 日程第 6 | 第 10 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件） |
| 日程第 7 | 第 49 号議案 | 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第 50 号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| 日程第 9 | 第 51 号議案 | 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第 52 号議案 | 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件 |
| 日程第 11 | 第 53 号議案 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 12 | 第 54 号議案 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第 13 | 第 55 号議案 | 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 14 | 第 56 号議案 | 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 日程第 15 | 第 57 号議案 | 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 日程第 16 | 第 58 号議案 | 工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 17 | 第 59 号議案 | 動産の取得について |

日程第 18 第 60 号議案 動産の取得について

開会 午前9時30分

○議長（岩城重義君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第5回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、改めましておはようございます。

議長より発言のお許しがございましたので、平成27年第5回豊能町議会定例会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

豊能町ではもみじが色づいておりますけれども、気温は徐々に下がってきておりまして、晩秋というよりは初冬を迎えてきているというようなこういう気候の中、議員の皆様におかれましては寒い中、また師走の大変お忙しいところ今定例会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

さて、今回提案させていただきます議案につきましては、条例制定が1件、条例改正が3件、補正予算が3件、その他2件、専決報告が1件、専決承認3件の合計13件でございます。慎重に御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども開会に当たりますの挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中にお

ける写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・野村剛志議員及び2番・管野英美子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3「第6号報告 専決処分の報告の件」を議題といたします。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

それでは、第6号報告、専決処分の件につきまして御報告いたします。

町立吉川中学校野球部の部活動中に係る事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年11月9日に専決処分いたしました和解及び損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本事故の概要は平成27年7月27日月曜日、午後2時45分ごろ、吉川中学校グ

ラウンドにおきまして野球部の活動中に部員が打った打球がフェンスを越え、相手方所有の家屋の2階屋根がわらの一部を損傷させたものでございます。

相手方は豊能町光風台5丁目10番地の1、内山秋雄さんです。

和解の内容は、町の過失割合を100%とし、相手方所有の家屋がわらの修理費用1万5,000円を損害賠償金として支払うもので、平成27年11月9日に和解いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第4「第8号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

第8号承認、専決処分事項の承認を求める件（豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件）について御説明申し上げます。

議案書の3ページから9ページ、及び条例の概要説明資料をごらん願います。

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法の一部の規定が本年10月1日から施行されることに伴い、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同条例の一部を改正する条例の制定を9月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、本件に係る政令は9月30日に出されたため、即日専決処分したものでござ

います。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

附則第10条では、同一の事由により社会保障給付が支給される場合の調整規定を改正するもので、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について、当該保証の受給権者が同一の事由により厚生年金保険法など他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合の併給調整を行うものでございます。

次に改正条例の附則では、この条例の施行日を平成27年10月1日と定めるとともに経過措置を規定するものでございます。経過措置としましては、附則第2項では傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について施行日の前後における調整率の適用関係を規定し、また附則第3項では障害に係る傷病により障害厚生年金及び障害補償年金が支給される場合の調整を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第8号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5「第9号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第9号承認、専決処分事項の承認を求める件（職員の退職手当に関する条例改正の件）について御説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページ及び条例の概要説明資料をごらん願います。本件につきましても第8号承認と同様の理由により9月30日に専決処分しましたので議会の承認を求めるものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

年金一元化法におきまして地方公務員等共済組合法が一部改正され、障害等級を定めた引用条項が削除されたことから、厚生年金保険法の相当規定に置きかえるものでございます。

なおこの条例は平成27年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛

成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第9号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6「第10号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第10号承認、専決処分事項の承認を求める件（豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件）について御説明申し上げます。

議案書の12ページから23ページ及び条例の概要説明資料をごらん願います。

本件につきましても第8号承認及び第9号承認と同様の理由により9月30日に専決処分しましたので議会の承認を求めるものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

附則第5条では同一の事由により社会保障給付が支給される場合の調整規定を改正し、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について当該補償の受給権者が同一の事由により厚生年金保険法など他の法令による障害補償年金、遺族厚生年金等の社会給付が支給される場合の併給調整を行うものでございます。

次に改正条例の附則では、この条例の施行日を平成27年10月1日とするとともに、経過措置を規定するものでございます。経過措置としましては傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について施行日の前後における調整率の適用関係を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

この法律でちょっとお聞きしたいんですけど、これは団ですよ、消防職員じゃないに団の補償なんですけど、これと国のいわゆる障害とか厚生年金とかについて、関係について、もう少し詳しく説明していただけませんか。といいますのは、団というのはあくまでも全国的に地方の基礎自治体と言ったらおかしい、自治体と言うんですかね、むしろその自治体の中でも各地区によって分かれております。ところがなぜ国がこうやって入ってくるのかちょっとわからないので、その点について詳しく説明願えますか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

消防団等の公務災害補償につきましては、これは町の条例でございますので町独自の制度でございます。国が介入するというものではございませんが、このたびの条例改正につきましては条例の中に被用者年金一元化法に係る部分がございますので、被用者年金一元化法が改正、それによりまして改正されたことによりまして消防団等公務災害補償条例についてもさわる必要があったというものでございまして、その引用条項をそこに入れるがために改正が必要であったということでございます。国と関係があるというものではございません。町の独自の条例でございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

当然町独自の条例なんですけど、その一元化法という法律が通ったらなぜその関係あるかについて聞いてるんです。ところが本当これが消防団あるいは9号議案でも一緒だったんですけど、私どこで聞こうかなと思ってここまで待ったんですけど、一元化法という法律があつてなぜ国がここにかかわってくるのかわからないんですよ。地方自治法のね。それについて9号議案も踏まえてちょっとお答え願えますか。あかんかったらあかん結構ですよ。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほども申し上げましたが、この条例改正につきましては町の条例でございますので町独自のものがございますが、このたびの条例改正につきましては、現行の条例にもその年金たる補償と年金たる給付との併給調整の規定はあるものではございますけども、この年金の一元化によりまして新たな調整率を定めるというものでございます。この年金たる補償で支給額を調整いたしまして年金たる給付は調整をしないというものでございまして、調整率が変わるだけで補償の内容とか本人が受給する額は変わらないというものでございまして御理解願いたいと思いますが、その消防団員等につきましては先ほども申し上げたとおり国の法律が適用されるものではございませんので、あくまで町の条例が適用されるということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

つまり、こういう豊能町の条例を適用して、先ほど国の厚生年金等調整するとおっしゃいましたね、今は回答では。これは調

整するという事は減額になるんですか、増額になるんですか、あるいは平行になるんですが、どちらですか。僕は減額という調整だと思ってるんですけど、これについても間違ってるんやったら間違っていると指摘していただけますか。調整というのは少なからず一元化という形の中で捉えた場合、国の制度による調整かあるいは私どもの本当に団という細かい基礎自治体というのか自治体のその人たちがこれ、こういうあってはならないことで障害が起こったりした場合に減らされるというようなことになるのかどうかについてお聞きしたかったんです。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほども申し上げましたが現行の条例にも調整規定がございます。これ何で調整をするかと言いますと、別の補償の制度で補償を受ける場合、この条例による補償について二重に受けるということがないように補償するというものでございまして、議員御指摘の減額かということになると、ほかの補償とこの条例による補償で満額を支給するという事で、条例による補償についてはほかの給付を受ける場合は減額をする、そのような調整でございます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立 12 : 1）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、第10号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7「第49号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第49号議案、消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の24ページから29ページ及び条例の概要説明資料をごらん願います。

本件は、平成28年4月1日から消防事務を箕面市に委託することに伴い、関係条例12本について改正または廃止するものでございます。

まず、改正する条例から御説明申し上げます。

第1条では豊能町事務分掌条例の一部を改正し、総務部の事務分掌に消防団に関する事項を追加するものでございます。

第2条では豊能町情報公開条例の一部を改正し、実施機関から消防長を削除するものでございます。

第3条では豊能町個人情報保護条例の一部を改正し、実施機関から消防長を削除するものでございます。

第4条では豊能町職員定数条例の一部を改正し、消防機関の職員を削除するものでございます。

第5条では職員の管理職手当に関する条例の一部を改正し、別表から消防本部の項を削除するものでございます。

第6条では一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、手当の種類から消防業務手当を削除するとともに、同手当を定めた別表を削除するものでございます。

第8条では豊能町防災会議条例の一部を改正し、防災会議委員から消防長を削除し、豊能消防署長を追加するものでございます。

第11条では豊能町消防賞じゅつ金条例の一部を改正し、支給対象から豊能町に勤務する消防職員を削除し、その他文言等を整理するものでございます。

改正は以上8条例でございます。

次に廃止する条例でございますが、第7条で豊能町消防関係事務手数料条例、第9条で豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例、第10条で豊能町消防長及び消防署長の資格を定める条例、第12条で豊能町火災予防条例の4条例を廃止するものでございます。

なおこの条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第8「第50号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第50号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の30ページから41ページ及び条例の概要説明資料をごらん願います。

本件は、地方税法の改正に伴い、徴税の猶予手続の整理、整備、減免の申請期限の緩和、町たばこ税に係る特例措置の見直し及び原動機付自転車に係る試乗用標識の導

入等に伴い条例の一部を改正するものでございます。

それでは主な改正点について、条例の概要説明資料に沿って御説明いたしますので資料をごらん願います。

主な改正点は6点ございます。まず1点目は徴税の猶予手続について、国税の見直し内容に準じて規定の整備を行うものでございます。

2点目は番号法、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い申請等に係る書類の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するものでございます。

3点目は減免申請の期限を緩和し、納期限の7日前までから納期限までに改めるものでございます。

4点目は原動機付自転車の試乗用標識を導入するもので、商品である原動機付自転車の試乗用標識に関し規定を整備するものでございます。

5点目はサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税割合の特例について整備を行い、平成27年4月1日から平成29年3月31日の間に新築されたものについて特例課税を行うものでございます。

6点目は旧3級品の製造たばこに係る特例税率の見直しを行い、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に税率を段階的に引き上げ1級品の水準まで引き上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日は2の番号法対応、3の減免申請期限の緩和、5の固定資産税の課税割合の特例については平成28年1月1日から、1の猶予手続の整備、4の試乗用標識の導入、6の町たばこ税の特例税率の見直しについては平成28年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第9「第51号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

第51号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正につきまして御説明申し上げます。

本改正は勤労青少年福祉法の一部を改正する法律の成立により、職業能力開発促進法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の42、43ページ、資料新旧対照表をごらんください。

改正の内容としましては、豊能町保育の必要性の基準を定める条例におきまして、第2条第8号の中で公共職業開発施設の定義規定を引用しております職業能力開発促進法の第15条の6、第3項が第15条の7第3項に条がずれたため、豊能町保育の必要性の基準を定める条例におきまして第2条第8号中の第15条の6第3項を第15条の7第3項に改めるものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第10「第52号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南建設環境部長。

○建設環境部長（南 正好君）

おはようございます。

それでは議案書44ページをごらんください。

第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び

適正処理等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

本議案はごみ減量と資源化の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、財政負担の軽減を図るため、家庭ごみ収集のうち可燃ごみ、不燃ごみについて有料化を導入するために本条例の一部を改正するものです。条例改正の概要及び新旧対照表も合わせてごらんください。改正内容は議案書の45ページからになります。第2条では可燃ごみ、不燃ごみの用語の意義を定め、第15条では家庭ごみ収集の有料化により可燃ごみ及び不燃ごみを排出する方法として指定袋で排出することを定めるものです。また別表の種別、家庭系廃棄物取り扱い区分に可燃ごみ及び不燃ごみを追加し、手数料を45リットル指定袋1袋につき45円、30リットル指定袋1袋につき30円、15リットル指定袋1袋につき15円とするものです。

附則として、この条例は平成28年8月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第11「第53号議案 指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第53号議案、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。議案書の47ページをごらんください。

豊能町立たんぼぼの家の指定管理者を地方自治法第244条の2、第3項の規定により管理を行わせるものとして指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設名であります、豊能町立たんぼぼの家でございます。

今回提案いたします指定管理者は大阪市浪速区湊町2丁目1番57号、社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団理事長、佐藤義博氏であります。

当指定に関しましては、現指定管理の契約が平成28年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を定めるため公募を行い、応募者が当事業団のみであったため指定管理者として適正であるかどうかという評価を行い、その結果を受けて今回の議会に指定管理者として上程させていただくものでございます。

指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第12「第54号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に係る協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

おはようございます。

それでは、第54号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に係る協議についての件につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成29年4月より四条畷市、太子町、千早赤阪村と大阪広域水道企業団との統合に向け、大阪広域水道企業団の共同処理する事務並びに規約の変更をするため、地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約を変更する

ものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条の別表を別表第1と改定し、第3条の2号、別表第2表、四条畷市、太子町、千早赤阪村にします。地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務を加えます。

第5条で、企業団議会の議員定数を30人から33人に改定するものでございます。

なお、附則としまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第13「第55号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんください。

平成27年度豊能町一般会計補正予算（第5回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億373万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億9,325万4,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございますが、5ページをお開き願います。

第2表に記載のとおり、ごみ有料化導入事業、小学校社会科副読本改訂事業、耕地災害復旧事業について翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。

6ページの第3表に記載のとおり、保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業を追加するものでございます。

なお、実際の業務は平成28年度からの開始となりますので、予算執行も平成28年度予算からとなるものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては主に4月の人事異動に伴う所要額について、議会費から教育費までの給与費等を補正しております。以下、人件費を除く部分について御説明申し上げます。

最初に15ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目11・一般管理費の7. 基金管理事務事業でございますが、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次の目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、選挙制度の改正に伴うシステム改修に係る費用を補正するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

目1・戸籍住民基本台帳費の3. 住基ネットワーク運営事業でございますが、マイナンバー制度における個人番号カードの交付に伴う事務費を補正するものでございます。

次に18ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の2. 国民健康保険特

別会計事業勘定繰出金事業でございますが、基盤安定制度に係る国府支出金の増額に伴い同特別会計への一般会計からの繰り出し金を補正するものでございます。

同じく社会福祉総務費の8. 障害者自立支援事業でございますが、障害者自立支援給付に係る給付費及び事業確定に伴う国府への償還金を補正するものでございます。

次に12. 障害児福祉事務事業と13. 臨時福祉給付金給付事業及び14. 子育て世代臨時特例給付金事業でございますが、いずれも事業確定に伴い国への償還金を補正するものでございます。

次に21ページをお開き願います。

款4・衛生費、項2・清掃費、目1・塵芥処理費の5. ごみ収集事業でございますが、可燃ごみ等収集の有料化開始に伴う費用を補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3. 農業振興事業でございますが、府の補助金を活用して農地中間管理機構への農地貸付を支援する費用を補正するものでございます。

次に23ページの項2・林業費、目1・林業総務費の3. 森林整備事業でございますが、ナラ枯れ被害防除事業について府補助金が当初見込みより多く交付されるため事業面積を拡大して行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の3. 学校園保健衛生事業でございますが、国保診療所に委託していた学校医業務を他の内科医に委嘱するため予算の組み替えを行うものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。恐れ入りますが、10ページへお戻り願います。

款 1 4 ・国庫支出金、項 1 ・国庫負担金、目 1 ・民生費国庫負担金、節 1 ・社会福祉総務費国庫負担金の 1. 国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金でございますが、国民健康保険特別会計事業勘定繰り出し金に係る国庫負担金でございます。

同じく 2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金でございますが、障害者自立支援給付に係る国庫負担金でございます。

項 2 ・国庫補助金、目 1 ・総務費国庫補助金、節 1 ・電子計算費国庫補助金でございますが、選挙制度改正に伴うシステム改修事業に対して交付されるものでございます。

同じく節 4 の戸籍住民基本台帳費国庫補助金でございますが、マイナンバー制度に係る個人番号カードの交付事務に対して交付されるものでございます。

次に 1 1 ページの款 1 5 ・府支出金、項 1 ・府負担金、目 1 ・民生費府負担金、節 1 ・社会福祉総務費府負担金の 1. 国民健康保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金に係る府費負担金でございます。

同じく 2. 障害者自立支援給付費等府負担金でございますが、障害者自立支援給付費等に係る府負担金でございます。

項 2 ・府補助金、目 5 ・農林水産業費府補助金の節 2 ・農業振興費府補助金でございますが、農地中間管理機構への農地貸付支援事業に対して交付されるものでございます。

同じく節 5 ・林業総務費府補助金でございますが、ナラ枯れ被害防除事業に対して交付されるものでございます。

次に 1 2 ページをお願いいたします。

款 1 8 ・繰入金、項 1 ・基金繰入金、目 1 ・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として減額する

ものでございます。

項 2 ・特別会計繰入金の目 1 ・介護保険特別会計事業勘定繰入金でございますが、平成 2 6 年度事業費の確定に伴い一般会計に繰り戻すものでございます。

1 3 ページの繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第 1 4 「第 5 6 号議案 平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第 5 6 号議案、平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は 7 割、5 割、2 割軽減といった応益割保険税の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援がこれまでの暫定措置ではなく公費追加で恒久化されたことにより増額となった保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れるものでございます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 3 8 1 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 5 億 4, 9 1 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは歳入より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書の 5 ページをお開きください。

目 1 ・一般会計繰入金 3, 3 8 1 万円は、国 2 分の 1、府 4 分の 1、合わせて 4 分の

3に当たる保険基盤安定負担金を、

(発言する者あり)

○生活福祉部長（木田正裕君）

府は4分の1でございます。国2分の1、府4分の1、合わせて4分の3に当たる保険基盤安定負担金を受け入れた一般会計から町の負担分4分の1を上乗せして負担金の全額を国保会計に繰り入れるものでございます。

続いて歳出の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

款2・保険給付費、項1・療養諸費、目1・一般被保険者療養給付費の3,381万円は、先ほどの繰入金と同額を増額補正し財源調整をするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第15「第57号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第57号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明をいたします。

今回の補正は平成26年度の介護保険給付費負担金等の精算によります町への繰出金、及び平成26年度介護保険料余剰分の介護給付費準備基金積立金でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,606万1,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を19億5,011万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。

お手元の補正予算書6ページをお開きく

ださい。

款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の1,374万5,000円は、平成26年度介護保険料余剰分を積み立てるものでございます。

続きまして款7・諸支出金、項2・繰出金、目1・一般会計繰出金の3,231万6,000円は、同じく平成26年度の介護保険事業における給付実績等の精算により一般会計に繰り戻すものでございます。

それでは歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

款9・繰越金の4,606万1,000円は、平成26年度決算における繰越金で歳出の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第16「第58号議案 工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第58号議案、工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページ、2ページをお開き願います。

本件は平成27年6月1日に議決いただきました吉川支所改修工事及び旧吉川幼稚園解体工事の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は吉川支所改修工事及び旧吉

川幼稚園解体工事。契約金額は変更前が1億1,556万円、変更後は1億2,025万9,080円で、469万9,080円の増額でございます。

契約の相手方は大阪府豊能郡豊能町余野139番地の1、株式会社大西建設、代表取締役大西久幸でございます。

変更理由としましては、まず吉川支所改修工事につきましては2点ございます。

1点目はことしの6月、吉川支所正面玄関入り口の外壁の御影石の一部が落下し、御影石を設置しているほかの外壁及び内部側壁の状況を調査した結果、さらに落下する危険性があることが判明したため改修するものでございます。

2点目は防水対策としまして当初、屋上全面のシート防水及び既設建具周りのシーリング打ちかえを施工しましたが、その後支所2階の天井部分で雨漏りが発生し、調査した結果、外壁のタイルの亀裂及びタイルの目地の劣化によるものと判明したため、その部分を改修するものでございます。

次に旧吉川幼稚園解体工事でございますが、舗装面積が増加したこと、また新たに歩道部分のカラー舗装、ゼブラライン及び左折禁止表示の設置が必要となったものでございます。なお工期は平成27年6月2日から平成28年2月29日までで変更ございません。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。おはようございます。

本件について先ほど吉川幼稚園の解体工事のほうで追加の工事の説明がありました

けども、こちらについて本来、この着手前に想定できなかったことなのかについてお聞きします。

それと追加で次に二つ目ですけども、今申し上げた旧吉川幼稚園の関係で、本来これを当初から盛り込んでいた場合と、これを追加で今回なってますけども、そのときの金額の差についてお聞きします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

御質問2点あったかと思えます。

まず吉川幼稚園解体工事について、着工前に想定できなかったのかということですが、このたび吉川幼稚園の解体工事で追加をいたしました主なものは歩道部分のカラー舗装それからゼブララインの設置、左折禁止の看板の設置とかそのようなものでございますけども、これらにつきましては着工前については不要というふうにご考えておりましたが、警察と協議をした結果それらの対策が必要という御指摘をいただきまして行ったものでございます。

それから旧吉川幼稚園の解体部分の追加の部分でございますが、直接工事費で費用を申し上げますとおよそ89万円の追加が必要となったというものでございます。

○議長（岩城重義君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

当初は必要なかったけども、警察と協議した結果必要だということでしたけども、そのあたり前後がどうかわかりませんが、それであればそもそも最終その警察と協議が必要なのであれば、事前にしていけばよかったんじゃないかという話が1点と、私が申し上げたその差額というのは追加工事で得たものじゃなくて、本来それを最初に

想定して工事をしていけば、要は追加でやったことに関して本来もともと想定してやってたときと比べてどれだけの無駄な金が発生したのかという意味でお聞きしました。その辺についてお聞きします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

御指摘のとおり警察との協議につきましては着工前、設計の段階で相談をしておればこのようなことはなかったというふうに思っております。それにつきましてはこちらのそういう手抜きがあったというふうに思っております。

それから追加した工事費でございますけれども、これは最初から設計に入れておっても金額は変わらなかったものというふうに考えております。

○議長（岩城重義君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

本当にそうだったのかというのは非常に疑問なんですけれども、やっぱりその辺は最初から、もしそういう最終で警察と協議をするのであれば前後ちゃんとしっかりと確認をしながら、本来やっぱり事前にしておくべきだったと思いますし、そのあたりはしっかり感じていただきたいなと思います。

例えばこれはたまたまこういうようなことでよかったですけど、もし仮にそのために足場を組まなアカンかったとかいうようなことがあったら、当然それはまた無駄な工事になりますから、今回はそうでなかったかもわかりませんが、やっぱりそういう無駄が発生しないように今後しっかりとやっていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おっしゃるとおりでございます、工事には変更がつきものというふうなことも言えますけれども、このような形での追加と変更というものはやはりあってはならないというふうに思っておりますので、今後は事前に十分協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

2点お聞きします。

先ほど今橋本議員の中で警察と相談したって、何を相談したんですか。あの道路は一般道路ですか。警察が入る余地が僕は余りないように思うんですけどね。民地的な感じなので。何をどのように相談したかについてお聞きしたいというの1点。

2点目、吉川支所の玄関外壁の御影石が落下したと、6月なんですよね。何でこれをいわゆる委員会にかけるような先議になったのかについてお聞きしたいんです。しかもこの契約金額から469万円増になっている中で、この御影石先日240万円かな、何かその大半をしめるような金額を使う、増額されておりますのでね、なぜ6月に落ちてわかってるのに、しかも業者がおって、何で9月にでもかけなかったんですか。あるいは今回でもきちんとやれないか。私、先議とか専決というのは、僕はやってはいかんと思ってるんですよ。何で6月にわかってるのに、9月の議会もあり12月の議会ある中で先議になるか僕はわからない。警察と相談したいというのも、先ほどどういう、何を相談したんですか。右矢印をつけろとかそういうのを相談したのか、詳しく説明願えますか。警察のどの部と、どの課でも

結構ですから。よろしくお願いします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず警察との協議の件でございますけども、これにつきましては交通安全の分野の方、恐らく交通課という名前だったというふうに思いますが、その警察と駐車場の出入りそれから歩行者の安全、これらについて協議をさせていただいたところ御指摘をいただいたというものでございます。町道かどうかということでございますけども、交差点までは町道、支所の前の道ですね、あれは町道、一方通行のところは町道ですが、それから奥については町道ではございません。

それから玄関の、吉川支所の玄関の改修工事の件でございますけども、なぜ6月のそういうものが12月になったのかというようなことでございますけども、この落下しました後、即座にその危険と思われる部分については職員が直営で撤去したというようなことございました。それから設計の業者とか施工業者等々、その改修の方法を、工法も含めてですけど、どのような方法がよろしいかというようなことも相談をしましてまいりましたけども、結果的に9月には間に合わず12月をお願いをするということにしたものでございます。

先議の件につきましてはこれから2月末まで工期はございますけども、なるべく工期を確保したいという点から議会運営委員会におきまして先議の件をお願いし、議会運営委員会で御承認を賜ったというようなものでございますので御理解をいただきますようお願いをいたします。

それからその御影石の工事に係る工事費でございますけども、直接工事費だけで申

し上げますと240万円程度かかるということとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

これちょっと前、思い出してほしいんです。これ幼稚園の跡地は有料駐車場にするというさんざん町長もおっしゃってました。ほんでそれは有料駐車場にすれば不法駐車が増えるんじゃないですかという話をして、警察やオアシスも迷惑かかるんじゃないかということで随分議員が指摘ありました。そのときは誰も、どことも相談してなかったですよ、町は。それで、それではあかんという形で議員から意見書を出して、有料駐車場についてはいろいろな問題もあまして保留になってると思うんですけどね。その中でなぜこれだけ安全かについて相談されたのかについて、私、整合性がわかりませんのや。整合性の問題ですよ、町として。いろいろな形で私はそれを指摘したいんですけどね。何をしたいんやと。このようにしてこのような形でこのような駐車やったときは、あそこは狭いという指摘もありました。それを広げてやるなら別やけど、あそこは広げられへんという感じはありますわ。そのような形の中でこんなことやられてるから、私は先議というのはおかしいと、もう少し委員会で思うようにやる形を主張したかったからです。

もう1点、吉川支所は6月ですわ。6月議会にかけられなかったことわかります。しかしそれやったら9月の議会にきちんと、これ58号議案でも、どういう議案番号は別としまして、初めから出すべきじゃないですか。それを言ってんです。ところが、今、部長は信じられないことおっしゃいました。議会運営委員会で承認したからあん

たらの責任やというような感じじゃないですか。違うでしょう。少なくとも、先議にしてほしい、してほしいという形になって、僕は苦渋の選択だと僕は思いますよ。私も議会運営委員会の委員やっていますから。それをあたかも議会運営委員会で認められたからって、そんな形じゃ僕はないと思うんですわ。ある一定の理解もせなあかんと私は思っています。議員も。そのことを言っているんですわ。これ議会の責任ですか、部長。もう一度お答えください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず1点目、警察との相談、協議の件でございますけれども、議員の御指摘のとおり、以前駐車場の有料化を計画いたしましたときには相談が後になったというようなことで、計画を策定後に相談に行ったというようなことでもございました。このたびも設計後に警察に相談に行ったという点では相談が遅かったというふうなことは反省をいたしておりますけれども、交通安全について、設計後でもございましたけれども相談にまいったというようなことでおくれたことについては申しわけなかったというふうに思っております。

それから先議の件でございますが、これは何も議会運営委員会で決定していただいたからと申し上げたつもりはございませんでして、私は議会運営委員会におきまして、工期の確保をお願いしたいので先議の件について御配慮をお願いしたいということをお願いをし、お認めをいただいたものでございまして、何も議会運営委員会がどうのこうのと申し上げたつもりは全くございませんでして、工期の確保をお願いしたいということから先議をお願いしたものでございま

すので、その点につきましては御了解を賜りますよう、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○総務部長（内田 敬君）

議案の発送日でございますけれども、議案の発送日がこのたびは12月4日の全員協議会に発送したというものでございます。これにつきましては仮契約が終わってから議案の発送をすると、この後また動産の取得等も出てまいりますと同じでございます。これは仮契約から本契約までの間につきましては、これが豊能町だけの慣例かどうかわかりませんが、おおよそ1週間とか10日以内でこのような期間を設けておるというものでございます。したがって、議決をいただく日を想定し、それから逆算をして契約日を決めておるといったようなことがこれまでも慣例でございました。これについては議会のほうにも御了解いただいておりますが、これも議会運営委員会で議案の発送が遅いというような御指摘を頂戴しましたので、今後につきましては議案の発送に間に合うように調整も検討してまいりたいというふうな御答弁も申し上げたところでございまして、この点についてはまた御了解をいただきたいというふうに思います。

仮契約につきましては、先週この後の動産の取得もそうでございますけれども、先週のうちに終えたというようなもので、ちょうど1週間程度たって、本日現在ではちょうど1週間程度たっておるといったような状況でございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

これ議案書発送12月4日でしたか。

（発言する者あり）

○11番（福岡邦彬君）

追加か。

僕、4日やったらできたんじゃないの、議案の中に入れることは。24日に回ってきましたわね、本会議。ほなできたんじゃないですの。24日かな。25日が一般質問締め切り日なのでね。しかも6月のやつでしょう。工期確保というのはわかりますわ、それは。しかし、少なからず、私も全員協議会のときに言いましたけど、その契約については議会の承認がなければ無効にするとかいろいろな形のいわゆるやり方もあるから、現実的にも最近になって1週間、そんなもんやろかと思うんです。また云々言いますが、この次の次もありますけど、僕は何か釈然としないんですわ。先議というのはほんまに委員会が機能しないということなんですわ。皆さん、議員の皆さんもおられますけど、やっぱり審査をして、それで、例えば1円のお金でも出すときにはきちんとすべきだと僕は思うんです。それをあたかもこういう形で、このまま先議というのがついたというのは、二、三年前の阿久根市のやり方じゃなかったんですか。それを反省していろいろな法律改正もありましたわ。それはあくまでも議会というのは、いわゆる議会の承認がなければできないんですよという話の中から出てきてると思うんですよ。先議や専決がいかに議会を無視してるかいうのを皆さんもうちょっと理解してくださいな。本当に。もう答弁は結構です。

○議長（岩城重義君）

ほかに。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

仮契約ということが言われておりますけれども、変更前の1億1,556万円、これは契約され、1回目に契約された金額を言ってるわけですね。この契約の範囲内でこ

の玄関の壁の落下について賄えるんじゃないかというふうなこともちょっと耳にしたんですけれども、これはきちっと査定された結果、こういうふうな469万9,800円ですか、この差額が増額になったということでもちょっと確認させていただきたいのと、それと落下の、職員の皆さんが危ないからということでたくさんの出入りがあるので御影石をきちっと取り除いたということで私も確認しておりますけれども、その落下したところを見るとどうも工事の粗雑さ、また手抜き工事ではなかったのかというようなこともちょっと耳にして聞いておりますけれども、その点はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず1点目の変更契約の金額でございますけれども、変更契約といえますのは当初想定しなかった工事について追加をしたりそれから減額をしたりというようなことをするものでございまして、このたびは減額ではなく追加工事があったというようなことで増額の変更をお願いするものでございます。先ほども申し上げましたが、支所の玄関の工事に伴います費用は直接工事費で申し上げますけれどもおよそ240万円、それから吉川支所の2階の雨漏りに伴います部分が58万円程度、それから旧吉川幼稚園の解体に伴いますものがおよそ89万円程度というようなことでございます。これらの合計に係ります諸経費が47万円程度かかり、また消費税が35万円程度かかるというようなことで、合計をいたしまして469万9,080円の増額となるものでございます。

それから吉川支所の玄関の御影石部分の

工事でございますけども、過去のことでございますのでわかりませんが、私も現場を見ましたが、セメントの袋が詰めてございまして中が全く空洞になっておりましたり、そのようなことがございましたので、見る限りにおいては議員の御指摘のとおりのそのような手抜き工事があったというふうなことは考えられますが、もう今となっては、昭和51年か52年の工事でございますので、当時のことはちょっと把握できておらないということでございます。

○議長（岩城重義君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

そういうことが判明したということだと思うんですけども、これは大分前の工事ですので工事の件はこれからやはり増額されて、大きな財政難の中で増額になって、やはりきちっとした工事をしていただくためにはやはり立ち会いをしっかりと検査する、また専門的な工事の知識のある方が町にはいらっしゃると思いますので、その点はきちんと立ち会って工事、安全・安心でやはり通行できるような状況をやっぱりきちっとつくっておかなければならないと思いますので、この点についてはやはり確実な手抜き工事ということは、悪く言えばそういうことになるんですけども、そのようなことを今後は起こらないように点検、きちっと立ち会いしていくということも大事じゃないかと思います。その点確認させていただきます。

それと金額の件は、やはりその当初の金額で賄えるんじゃないかというようなことも聞いてただけに少し不審に思うんですけども、これは確実に計算されたというふうな受けとめるしかないと思うんですけども、この点についてもやはり今後はきちっとした全体の工事の範囲を確実につかんで

やはり進めていくべきだと思いますので、その点についても改めて確認させていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず工事のでき上がりについてというような御指摘でございました。これにつきましては当然検査もいたしますけども、ふだんの工事監理、これも非常に大事というふうに思っておりますので、工事監理また竣工検査ともども両方今後とも誠実にやってまいりたいというふうに思っております。また金額の精査につきましても今後ともそれについても精密にやってまいるということで御理解願いたいと思います。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

この件に関しましては今行政のほうからも答弁あったように、完全な行政のミスやなという感じがしております。私これ見たときに以前に、ちょっと反対の観点からですけども、吉中の耐震補強があったときに屋上のパラペット部分が塗装してなかったんですよ。あれをやろうと思ったら、さっき橋本議員から話ありましたように、これは足場して物すごい金がかかるんですよ。結局してないんですよ。今回はこれの反対、全く逆の形になってますね。だからいつもそうやって行政の怠慢、まず第一やろ。それと財政難という形の中で非常に全く危機感がないと。さっき福岡議員からも話ありましたように1円たりともいう認識はどこへいったのかなという感じがいたします。安直な対応をしてるからこういう形になる

ので。見積もりに関してはもっと勉強してほしいと思うんですけども、例えば1億の、利益率を考えても1億円の1%と1,000万円の1%は違うでしょう。そうするとこの469万円は469万円にはならないはず。半分以下になるんやと私は思います。私も仕事してますので見積もりします。見積もりの中でじゃあ利益率何ぼなんやというときに全体の額と見たときに1億円と1,000万円と利益率何ぼ違います。絶対額が変わってくるでしょう。もうそんなん普通常識から考えたらわかりますやん。そんな469万円もかかるわけない。かかるわけないって、そんな見積もりはしないですよ。もっと真剣に見積もりに対してやっていかなあかんと思う。もっと言うたらこんな469万円ぐらい1億何ぼ、1,000万やったらいいやないかという業者も中にはおるでしょう。だからもっと真剣にその入札に関しては対応してほしい。どうですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今の御指摘は当初から設計に入れておけば金額はもっと安かったはずであるという御指摘であろうかというふうに思います。この変更契約といいますのは当初の落札率を掛け算をいたしまして契約額を決めるということになってございますので、設計金額そのままが契約金額になるものではございません。当初の設計金額と変更後の設計金額の差、これに落札率を掛け算するというものでございますので、当初から設計に入っておったかどうかについて契約額が変わるといえるものではございませんので、まことに申しわけなく思いますけども、このたびの変更を金額につきましては当初から入っておっても追加で入れても金額は

変わらないというようなものでございます。

○議長（岩城重義君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

そういうことを言うておるんちゃいますねん。見積もりっていうのはそういうもんじゃないんですよ。全体の中でどういう施工しようか、全体を考えてやるのと、私もやってますけど追加の仕事なんかかけたら100%出ますよ、はっきりいうたら。知れてますもん。これ1億1,556万円でしょう。その中の469万円ですわ。こんなもん知れたもんですわ、私に言わせたら。これが最初から入っておったらこの金額になっておったか、なってないですよ。はっきり言いますわ。だから最初の時点で見積もりをするときにきちっとしなさいということは今言うてるんです。反省せなあかん。何ですか今の答弁は。どうです。反省しますか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほどから何回もおわびを申し上げたつもりでございましたがまだおわかりいただけなかったというようなことで、大変申しわけなく思っておりますが、大変深く反省をしておるところでございます。

○議長（岩城重義君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

1番・野村です。

この第58号議案の中に支所の改修工事も含まれている。タイルのどこから結果防水シートを張った後にまだ雨漏りしておったよっていう話もあります。このことについてもやはり事前の見積もりの甘さというのを思うわけですけど、この議案につい

ては私はもうはっきりいって反対なんですわ。反対する前に一言御質問をさせていただきたいと思います。これ甘いと思いますがいかがですか。

(発言する者あり)

○1番(野村剛志君)

見積もりが甘いと思いますがいかがお考えですか。

○議長(岩城重義君)

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

確かに追加した工事につきましては当初からわかっておったであろうと、例えば今議員のおっしゃった雨漏りの追加でございますとか駐車場におきますカラー舗装など、これについては最初から入れることはできたというふうに考えております。ただその吉川支所の御影石、玄関の御影石についてはこれは事故でございますので、当初からわからなかったというようなことでございますけれども、当初からわかっておるはずであった部分については入れておくべきであったというふうに思っております。その意味からいけば御指摘のとおり、設計が甘かったというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

○議長(岩城重義君)

ほかに質疑ございませんか。

○9番(永並 啓君)

何点かちょっと質問させていただきます。橋本議員の質問でもありましたけど、警察への相談ですね。これは必要不可欠なものなのか、町としてのその相談というのがどういう位置づけになっているのかということと、あそこ有料の話が3月にちょっと出たときに、議員のほうからの付帯決議でやめべきだということにもなった結果、有料化しないということですが、このときも議

員のほうからオアシスであり警察なりいろいろな相談をしたのかと、事前に相談したのかというところで結局されてなかったわけですね。そしたら議会でそのときに指摘されたこととというのはどういうふうに行政の中で反映されているのか、そこをお聞かせいただきたいです。

それと後1点は、ちょっと手抜き工事みたいな感じの話が出てますけども、これはもうちょっと詳しく説明していただけますか。というのがそれを議会運営委員会のときにそういった可能性のことも言われてたら絶対先議じゃないですよ、委員会なんですよ。でもただあくまでも事故として落ちたというような感じの話だったんで、工期の確保上しょうがない、渋々のところがあって、もうその選択しかないので受けましたけども、そういった言葉が一言でも入ったら議会運営委員会の中でも流れて全然変わったと思うんですね。そういったかなり重要な情報だと思うんですが、そういったところの懸念部分を報告されなかった理由をお聞かせいただきたい。それでそういったものが行政の中で把握されてるんであれば、当然思うのがほかのところは大丈夫なのかと。よく横浜のくいの問題でも何かあったらほかのとも調査を一斉にしますよね。したけども他は安全ですというところがありますから、そういったのがわかったら一度リセットする意味でも調べるのが普通なのかなと思うんですけど、そういったことはされるのかまたお聞かせください。

○議長(岩城重義君)

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

まず1点目、警察への相談の件でございますけれども、この警察への相談、絶対必要

かというところではないかと、反省してるかというふうなことでございますが、このたびも本来でしたら設計の前に警察に先に相談に参って必要な対策をとるべきだったというふうに思っております。また二重に失敗をしたということでも申しわけなかったというふうに思っております。

それから駐車場の有料化のときには行かなかったのではないかと、反省してるかというふうなことでございますが、このたびも本来でしたら設計の前に警察に先に相談に参って必要な対策をとるべきだったというふうに思っております。また二重に失敗をしたということでも申しわけなかったというふうに思っております。

それから支所のその玄関の落下事故でございますけれども、これを議会運営委員会で言っただけならばというふうなことでございましたが、これについては議会運営委員会でその議案の説明をというふうなことがこれまでもなかったというふうに思っております。先議の理由については工期の確保をお願いしたいというふうなことを申し上げたのであって、その議案の中身をというふうな御質問もなかったし、これまでも議案の中身を議会運営委員会で申し上げたというふうなことはなかったと思っております。こういう問題がありますということを積極的に言うべきであるという御指摘でございますので、今後につきましてはそういう、特に問題があることについては申し上げることが必要であれば申し上げるといふふうなことを注意してまいりたいというふうに思います。

それからほかの施設の調査でございますけれども、これについては現在のところそのような予定はございません。

○議長（岩城重義君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

相談について反省してるかどうかではなくて、指摘されたことが、ここにおられる方は聞いてますよね。それが実際に職員、末端のほうまで議会でこういうことが指摘されましたというところがどういうふうには伝わってるかということをお聞きしてんです。反省してるかどうかじゃなくて。それが何かここだけで終わってるような感じがする。だから結局、相談なんかを委員会とかで相談、近隣にオアシスとか警察に相談したかというところの回答が相談してませんでした、でもこれからはしてくださいよといったことが伝わってないから、今回みたいな、相談が結局設計の後になって追加費用が発生するというふうなことに繋がってるんじゃないかなと思うので、その議会で指摘されたことをどういうふうには伝えるような、意思命令決定過程というのはどうできているのかということをお聞きしているわけです。

それでもう1点の、議会運営委員会の中で説明しなかったということですけど、いやそれはあくまで何の問題もない場合で、それでただの工期の変更としか聞いてなかったから、それならしょうがないよねですけども、そういう疑わしきものがあるとかっていう場合には、やはりそういうのを聞けばやはり委員会に行くのが自然なわけですから、それは事前に出さないと、何かそれを聞いてしまうとどうしても何か委員会でされたくないのかなと、いろいろな追及されて、本当は工期の確保じゃなくいろいろなが出てくるのが嫌なんじゃないかなというふうに疑ってしまいますよ。そうしたらこれから先議のことを、普通に先議しなければいけないような、どうしてもものが出てきたとしても、ほんまか、ほんまか、やっぱりやめようかってなりますよ。だからそういうのがあった後からぼろぼろ、

ぼろぼろ出てくるんだったら、最初にそういうのはしっかり出していただかないと僕はいけないと思いますよ。ぜひともほかのところ、そういうものがあるんだたらちよどいい機会なわけですから一度再点検というものはするべきだと思いますけどいかがですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

議会におきます数々の指摘事項につきましては、ここにおりますのは部長級だけでございますのでそれぞれ部長級が直接聞いておるわけでございますが、別室では課長級も聞いておりますし、我々議会のことについては当然部長、課長通じて職員に伝わっておるものというふうに考えておるわけでございます。

それから議会運営委員会での説明の仕方でございますけども、これまで私、先ほども申し上げたとおり議運で議案の中身を説明したことがなかったわけございまして、今後は議案の中身にも触れるようにというようなことが御指導ございましたら当然議会運営委員会の場で説明してまいりたいというふうに考えております。

それからほかの施設への点検でございますけども、これについては必要があればやってまいりますけども、今のところそのような点検が必要であるというような認識はないというふうなものでございます。

○議長（岩城重義君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

では部長も聞いてて課長も聞いてて末端まで伝わってるという理解ですよ。そうしたらその中で今回、議会からも付帯決議等で指摘されていたこと、相談とかきっち

りするということできていなかった。できていなかった結果、できていないという事例が起こったわけですね。そうしたらそれについてどうのような対策をとられるのかをお聞かせいただきたいと思います。僕はもう行ってないと思ってたので、行ってなかったら行く対策をとらないといけませんよね。行ってたんであれば、それができていなかったんであれば、できていなかったことに対する対策をとらないといけません。何か問題が起こったら何か対策をとって解決していかないと思うのでそこをお聞かせください。

それと、やはり何か出てきた場合は、今回それほど人的な被害も出てないわけですから、ある意味ラッキーな部分、ただ落ちただけということですね。これがそういったのでもそういう手抜きとかいろいろな工事の何か問題があるんじゃないかって疑わしき疑念があったら、僕ならすぐほか大丈夫かと、ほかのところその当時にその会社がしたところは大丈夫とかいろいろと調べるようなことがあってもいいかなと思いますけど、そういう危機管理というカリスクの認識はございませんか。ぜひともそれは、ちよどいい機会なんだから一度過去の事例を調べて整理しておくとか行政の安心も担保できますし、いいと思いますけどいかがですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

議会での御指摘についての対応でございますけども、先ほども申し上げたとおり部長は課長に、課長はまた職員にというふうに伝えておるというふうに思っております、それが徹底できていなかったのがこのようなことが、警察への相談が今回もおく

れたというようなことでございますので、反省はしておりますけども今後ともしっかりと事前に対応するように徹底してまいりたいと思います。どう対応するかと、対策をするかということでございますが、徹底する以外にないというふうに思いますのでその点御理解を願いたいというふうに思います。

それからほかの施設の点検でございますけども、危機管理の面からそれは必要があれば当然点検は必要というふうに思いますが、今の段階では各施設について危険性を点検をするというふうな必要は今のところないというふうに思っておりますので、その点についても御理解を願いたいと思います。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

暫時休憩いたします。再開は11時15分とします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

いや、質疑は終結してもうたんで。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時51分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

まずはおわび申し上げます。今回の契約の変更につきまして警察との調整など事前すべきことができていなかったという結果、今回契約の変更となったということでございまして、本当にこちらにつきまして事前調整できていなかったということについておわび申し上げます。また今後このようなことがないように努めてまいりたいと思いますのでどうぞ御理解いただきたいと思っております。

それと他の施設、皆さん御心配しておられますと思っておりますけども、他の施設の安全性につきましてはこの施工を行った事業者のものについて、特に豊能町で施工を行っているこの事業者のものについて調べまして、そういったことがないようなことについて再度確認をしていって施設の安全性については確認してまいりたいと思っておりますので、どうか御理解いただきましてお願いしたいと思います。まことに本当にこのような事態になりましたことについては心からおわび申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。賛成の立場で討論します。

一つ、先ほども町長、申し上げていただきましたけど、例えば同業者の関係で施設の状況確認等々おっしゃっていただきました

たけど、本来そういうようなことであればしっかりと、我々がそういう質問が出たときにはもうそういうことはしてるといようなことを本来言うていただきたかったし、やっぱりそういうようなことも含めて今後もう少しそういう問題が出たときにはどうすべきかというところをしっかりとロジックを持ってやっていただきたいなど。それは多分一事が万事で、そういうロジックに基づいていろいろな検討等々を今後していただきますように、していただきたいということをお願いしたいと思います。ただこの件については業者さんには特に何も悪い点等々ありませんので、賛成とさせていただきます。よろしくをお願いします。

(発言する者あり)

○4番(橋本謙司君)

個人でいいです。

○議長(岩城重義君)

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(多数起立11:2)

○議長(岩城重義君)

起立多数であります。

よって第58号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17「第59号議案 動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

第59号議案 動産の取得について御説明申し上げます。追加議案書の3ページ、4ページをお開き願います。

本件は消防職員被服等の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する契約に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

取得する動産は消防職員被服等、契約金額は791万3,484円、契約の相手方は大阪府東大阪市小阪本町2丁目13番17号、株式会社ナカジマ、代表取締役中嶋寛、契約の方法は指名競争入札でございます。

なお本件の指名業者は5社でしたが2社が辞退し応札は3社でございました。予定価格は税別で740万4,385円、落札価格は税別で732万7,300円、落札率は99.0%でございました。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(岩城重義君)

これより本件に対する質疑を行います。
福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

今ちょっと異なることを聞きました。99.0%とおっしゃいましたけど、いわゆる5社あって、2社が辞退で3社の内訳教えていただけますか。

○議長(岩城重義君)

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

本町の場合は予定価格を公表していない入札については1回の入札につき3回の札を入れるようにしております。今回の入札につきましては、1回目の入札につきましては5社ともが参加をいたしまして5枚の入札がございましたが、2回目の札を入れましたのが3社ということでございました。それで3社が応札ということでございます。

ちなみに指名業者につきましては大興制服株式会社、株式会社ナカジマ、株式会社ひやくまさ、辰野株式会社、株式会社イマジョーでございます、この5社が1回目は全て参加をし、2回目の札につきましては株式会社ひやくまさと辰野株式会社が辞退をし、ほかの3社が応札をしたということでございました。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

私99%、価格は5社あったら、いわゆる超えたんですか、その、99%で落札してるんやから、5社もあればばらつきあると思うんですわ、5社。違いますかな。指名競争、普通の場合、常識的に考えてでせ。君たちの、いわゆる契約する人間の常識ちやいますよ、私らの常識として考えてくださいね。住民としての常識として5社あったら100から99の間に5社あって何で不調になったかという問題と、2回目で3社になったと、何で2社が逃げたとか、そういうことも踏まえて詳しく説明してもらえますか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず入札額でございますけども、1回目の入札の最低の価格を示したものは740万7,300円を示しましたが、これにつきましては予定価格が、税抜きでございます、税抜きで740万7,300円を示しましたが、先ほど申し上げたとおり予定価格は740万4,385円でございますので入札不調ということになりました。2回目の札につきましては732万7,300円の応札がございましたので落札をしたということ

でございます。ちなみに1回目の最低額は先ほど申し上げた740万7,300円ですが、最高額は824万7,800円という応札がございました。2回目はただいまお示ししております額が最低額で、最高額は813万8,550円、いずれも税抜きでございますが、そういう金額の応札があったものでございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

川上議員からうまく言ってもらいました。予定価格をなぜ公表しないかという問題と、もう1点、この問題について私、前58号議案、59号議案、60号議案と同じですけど、なぜ先議になったんですか。そのいわゆる第1回目、第2回目というのは入札されて、入札の公告もされてるときに、相当な前のことだと思うんですけど。これはなぜですかね。なぜ先議にせないかんかった、理由がもうひとつわかりませんのや。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

本町においては一般競争入札と指名競争入札をやっておりますが、一般競争入札につきましては工事それから工事を伴う設計業務等、これらにつきましては一般競争入札を実施してございましていずれも原則として予定価格を公表してございまして。このたびの物品の購入等につきましては指名競争入札を行ってございまして、それにつきましては予定価格を公表していないと、そういうルールでやっているものでございます。

それから先議につきましては、これは消防の職員というものは、消防の職員の被服というものは注文発注といたしますか、あつ

らえでつくるものでございまして、納期は3月末まであるわけでございますけども、納期をなるべく確保したいということから先議をお願いをしたものでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

4回目か。済みません。4回になってまうんやね。

○11番（福岡邦彬君）

何やて。3回目やろ。3回終わってないと思いますよ。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

3回終わりました。

○11番（福岡邦彬君）

何。もう一遍言うて。巻き戻してくれるか。俺ぼけてんのかな。2回と思いますよ、僕は。3回、何でした。

（発言する者あり）

○11番（福岡邦彬君）

回答2回しかなかった。

○議長（岩城重義君）

3回ありました。

○11番（福岡邦彬君）

ちょっと一遍休憩して。回してくれ。

○議長（岩城重義君）

暫時休憩いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後0時05分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立11：2）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって第59号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18「第60号議案 動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第60号議案、動産の取得について御説明申し上げます。

追加議案書の5ページ、6ページをお開き願います。

本件は消防現場活動物品等の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する契約に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

取得する動産は現場活動物品等。契約金額は713万160円。契約の相手方は大阪府大阪市西区新町3丁目8番10号、株式会社近商、代表取締役今橋泰喜。契約の方法は指名競争入札でございます。なお本件の指名業者は5社でしたが1社が辞退し応札は4社でございました。予定価格は税別で804万8,000円、落札価格は税別で660万2,000円、落札率は82.0%でございました。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

1回目。これ先ほどの消防職員の被服等について、この業者近商というのは確か聞いたように思ったんですけど、逆に5社で1社辞退という形ですけど、この指名競争入札で先ほどの被服のナカジマいうのもやっておっただうかについてお聞きしたかったです。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

消防職員被服等の購入と現場活動物品等の購入について重複している業者は1社もございません。現場活動物品等の指名業者5社につきましてはキンパイ商事株式会社、株式会社近商、株式会社赤尾大阪営業部、ミドリ安全株式会社尼崎支店、ジェット商事株式会社でございました。このうちミドリ安全株式会社尼崎支店が辞退をし、1回目の応札で4社あり、株式会社近商が落札をしたということでございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

2回目。これは先議にせなあかんという理由があったんですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

本件につきましても発注してからの製作となりますので、納期を確保したかったということがございます。同じ理由でございませぬ。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

被服ならば皆40何人のわかりますわ、採寸するとかね。これあくまでも火災現場のヘルメットって、これやっぱりそんなに時間かかるもんですか、正直。大体はよそであつらえなあかんもんですか。その契約期間として。これをお聞きしたい。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

消防の被服並びに今回の物品、この物品につきましても防火衣などでございますけれども、いずれにつきましてもネームでありますとかマークでありますとかそのようなものが、既製品ではない部分がございますのであつらえとなるということで、先議をもってお願いをし納期を確保したいということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願ひます。

（多数起立11：2）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって第60号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩城重義君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月8日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後0時12分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 6 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第 8 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件）
- 第 9 号承認 専決処分事項の承認を求める件（職員の退職手当に関する条例改正の件）
- 第 10 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件）
- 第 49 号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第 50 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 51 号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件
- 第 52 号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件
- 第 53 号議案 指定管理者の指定について
- 第 54 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第 55 号議案 平成 27 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 56 号議案 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 57 号議案 平成 27 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 58 号議案 工事請負契約の一部変更について
- 第 59 号議案 動産の取得について
- 第 60 号議案 動産の取得について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 1番

同 2番